

三重河川流域委員会 規約 (案)

(名称)

第 1 条 本会は、「三重河川流域委員会」(以下「流域委員会」という。)と称する。

(目的及び設置)

- 第 2 条 流域委員会は、三重河川の河川整備計画(案)の策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。
2. 点検を行う河川として鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川の各大臣管理区間とする。
 3. 流域委員会は、点検の結果、整備計画の変更が必要となった場合には、整備計画の変更原案に関して河川法第 16 条の 2 第 3 項及び第 7 項に基づき意見を述べる。
 4. 流域委員会は、河川整備計画に位置付けられる事業の計画段階評価、再評価及び事後評価(河川整備計画策定前の実施事業も対象)について審議を行う。

(組織等)

- 第 3 条 流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。
2. 委員の任期は 3 年とし、再任は妨げないものとする。
 3. 委員に欠員が生じた場合には、必要に応じて委員の補充を行うものとする。
 4. 流域委員会は、必要に応じて河川ごとに専門的な知識を有する者を招聘し、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第 4 条 流域委員会の会議、会議資料、議事録については特定の個人・団体の利害及び重要な希少種の位置情報などに関わるものを除き、原則として公開する。

(会議)

- 第 5 条 流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。
2. 委員長は流域委員会の議事を進行する。
 3. 委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
 4. 会議の招集・開催は局長が行う。
 5. 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
 6. 委員の代理出席は原則として認めない。

(事務局)

- 第 6 条 流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び蓮ダム管理所が行うものとする。
2. 事務局は、流域委員会の指示により、会議資料の作成、説明、議事要旨及び会議内容のとりまとめ等を行うものとする。
 3. 流域委員会で事業評価について審議を行う場合には、事務局に国土交通省中部地方整備局河川部を加えることとする。その他、事務局は、必要に応じて委員の了解を得た上で、臨時に関係機関等を事務局に加えることができる。

(規約の改正)

第 7 条 本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第 8 条 本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会においてこれを定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成20年3月17日から施行する。

この規約は、平成22年7月22日から施行する。(別紙変更)

この規約は、平成25年1月17日から施行する。(別紙変更)

この規約は、平成26年1月9日から施行する。

この規約は、平成27年3月19日から施行する。

この規約は、平成28年2月5日から施行する。

この規約は、平成29年9月28日から施行する。

この規約は、平成30年3月29日から施行する。

この規約は、平成30年10月29日から施行する。

この規約は、令和3年10月11日から施行する。

この規約は、令和4年10月20日から施行する。

役 職	専 門 分 野	名 前	所 属
	農業水利	いとう りょうえい 伊藤 良栄	三重大学大学院生物資源学研究科助教
	防災	かわぐち じゅん 川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
	魚類	かわむら こういち 河村 功一	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	農業水利	きもと よしお 本本 凱夫	元三重大学生物資源学部助教授
	河川・水文	くず は やすひさ 葛葉 泰久	三重大学大学院生物資源学研究科教授
	河川	とみなが あきひろ 富永 晃宏	名古屋工業大学名誉教授
委員長	水質	まつお なおき 松尾 直規	中部大学名誉教授
	植物・森林	まつお なおこ 松尾 奈緒子	三重大学大学院生物資源学研究科講師准教授
	鳥類	もり としや 森 俊哉	日本野鳥の会三重県支部
	歴史・文化	わたなべ かん 渡辺 寛	皇學館大学名誉教授
副委員長	経済	わたなべ ていじ 渡邊 悌爾	三重大学名誉教授

(敬称略50音順)